

# 横浜市立帷子小学校

## 「いじめ防止基本方針」



平成 26 年 2 月 20 日

(令和 2 年 3 月 27 日 二次改訂)

(令和 2 年 5 月 28 日 三次改訂)

(令和 5 年 2 月 7 日 四次改訂)

(令和 6 年 4 月 5 日 五次改訂)



## Ⅰ いじめ防止に向けた学校の基本方針

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。(横浜市の基本理念)

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。(いじめ防止対策推進法第2条)

### (2) いじめを未然防止するための基本的な方向性

いじめ根絶に向けて次のような重点方針を定め、組織的に未然防止に取り組みます。

○あらゆる教育活動の場で教職員は児童との豊かな人間関係を築き、適切に指導をします。

- ・「大好き かたびら 輝く 笑顔」が実現できるよう、児童同士が互いにかけがえのない存在として受容し合い、学校生活において、一人ひとりの「居場所」がある教育環境づくりをします。
- ・授業改善により、学び続ける大切な存在として自己認知できるよう、一人ひとりに寄り添った適切な支援をします。
- ・「かたびらサミット」(児童運営委員会)を中心として、児童自身の気づきを大切に活動計画・実践して、仲間とともに学校生活向上に向けた活動ができるように適切な支援をします。

○いじめ被害の未然防止等を図るため、教職員が一体となった組織的取組を継続的に行います。

- ・いじめを見逃さない体制と情報交換により迅速に初期対応する教職員体制を構築します。
  - ・いじめを見逃さない教職員の洞察力や人間関係改善に向けた指導力を高めます。
  - ・子どもが学校において安心して相談できる人間関係を築くとともに、関係機関との教育相談体制を構築します。
- 日常的に子どもや保護者との情報交換ができるようにし、重大事態に至ることのないよう保護者及び各種関係機関と協働体制を構築し支援環境づくりを行います。
- ・日常的な観察や学校での状況を面談等の機会を捉えて保護者に知らせたり、経過について定期的に報告したりします。
  - ・SCやSSW、関係諸機関との連携強化により、いじめの発生状況に応じた適切な対応と措置を行います。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### (1) 組織構成

○「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上定期的に開催します。また、いじめの疑いがあった段階で直ちに「臨時いじめ防止対策委員会」を開きます。

①いじめの認知

②組織的な対応方針の決定

③事案の進捗管理・解消の確認(認知)

④いじめ認知報告書、会議録作成・保管

○「いじめ防止対策委員会」の構成委員は次のようにします。

・校長 ・副校長 ・児童支援専任 ・教務主任 ・学年主任 ・担任

・児童指導委員会委員(各学年1名+養護教諭) ・児童に関わる教職員

○「いじめ防止対策委員会」は学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

- 教務会、職員会議、児童指導委員会等においても情報交換、事案に応じた対応協議を行います。
- いじめの状況により必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求めます。
- いじめ、または、いじめの疑いがある事案が発生した時には、いじめ防止対策委員会の判断により対応方針を定めます。

- (2) 情報の収集や記録、対応に関する役割分担は、いじめ防止対策委員会にて行います。  
あらゆる対応について複数職員で行い、いじめ防止対策委員での情報共有を適宜行う。

(3) いじめ防止に向けた年間計画

| 月    | 取 組 内 容                                         |  |  |        |           |  |
|------|-------------------------------------------------|--|--|--------|-----------|--|
|      | 児童・学校                                           |  |  | 保護者・地域 | その他       |  |
| 4 月  | 年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ                            |  |  |        | SCによる教育相談 |  |
|      | 学校いじめ防止基本方針の確認                                  |  |  |        | ブロック専任会   |  |
| 5 月  | いじめ防止に向けた事案研修                                   |  |  |        |           |  |
|      | 学校説明会にて取組方針説明                                   |  |  |        |           |  |
|      | 「いじめ早期発見のための生活アンケート」(記名式)の実施→教育相談               |  |  |        |           |  |
| 6 月  | 不登校支援に関する取組の確認                                  |  |  | 懇談会    |           |  |
|      | 学校づくり懇話会にて取組方針説明                                |  |  | 授業参観   |           |  |
|      | 宮田中学校・峯小学校と研修会にて情報交換①                           |  |  | 学校説明会  |           |  |
|      | 学級の実態調査①(YP アセスメント「生活に関するアンケート」)の実施→情報の共有と支援の検討 |  |  | まち懇    |           |  |
|      |                                                 |  |  | 個人面談   |           |  |
| 7 月  | YP アセスメント SOS の出し方教育プログラムの実施                    |  |  |        |           |  |
|      | 横浜こども会議中学校ブロック話し合い                              |  |  |        |           |  |
| 8 月  | 横浜こども会議                                         |  |  |        |           |  |
| 9 月  | 校内いじめ・危機管理研修会(児童支援専任)                           |  |  | 参観懇談会  |           |  |
| 10 月 | 児童会にて、いじめ防止についての話し合い①                           |  |  | 運動会    |           |  |
|      | YP の活用に向けた研修(YP・アンケート担当)                        |  |  |        |           |  |
| 11 月 | 宮田中学校・峯小学校と研修会にて情報交換②                           |  |  |        |           |  |
|      | 学級の実態調査②(YP アセスメント「生活に関するアンケート」)の実施→情報の共有と支援の検討 |  |  |        |           |  |
| 12 月 | 道徳・人権教育研修(道徳部・人権担当)                             |  |  | コンサート  |           |  |
|      | いじめ解決一斉キャンペーン                                   |  |  | 個人面談   |           |  |
|      | いじめアンケート(無記名式)の実施→教育相談                          |  |  |        |           |  |
|      | 教職員見守りシート記入                                     |  |  |        |           |  |
|      | 人権週間における各学年・学級での取組                              |  |  |        |           |  |
| 1 月  | 児童会にて、いじめ防止についての話し合い②                           |  |  |        |           |  |
| 2 月  | 学校説明会、学校づくり懇話会にて取組状況等の報告                        |  |  | 授業参観   |           |  |
|      | 宮田中学校・峯小学校と研修会にて情報交換③                           |  |  | 学校説明会  |           |  |
| 3 月  | 学校いじめ防止基本方針の次年度へ向けての見直し                         |  |  | まち懇    |           |  |
| 年間   | 学校いじめ防止対策委員会(月一回・随時)                            |  |  |        |           |  |
|      | 専任会等で挙げた情報の周知・研修内容の共有                           |  |  |        |           |  |

### 3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処のための取組

#### (1) いじめ未然防止の取組

- 学校教育の基盤を人権教育におき、教材開発、単元計画策定、適切な指導と評価による自己肯定感・有用感がもてる教育活動を展開します。
- 全校遠足や運動会等、たてわり活動による異年齢集団の活動を通して、自己の存在の大切さや集団への帰属意識や貢献している自己有用感がもてるようにします。
- 児童の委員会活動等で行う、あいさつ運動、ユニセフ募金活動、また、いじめ防止についての話し合いの機会を通して共に社会のために貢献する大切な仲間として、認め合い、尊重し合える人間関係づくりに取り組みます。
- いじめの未然防止に対する児童の主体的な取組への支援、人権教育・道徳教育の推進、自己肯定感・有用感を養う授業づくり・集団づくりの具体的な取組（「よこはま子ども会議」を踏まえた具体的取組、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用）
- 横浜プログラム等を活用し、子どもが「SOS の出し方、受け方、つなぎ方」を学べるようにします。
- 教職員は具体的事例、事案対処の方策等について、「いじめ根絶横浜メソッド」等を基に研修を行い、いじめを見抜く目と感性を磨き、課題解決のための指導力向上を目指します。

#### (2) いじめの早期発見

- いじめを見逃さない教職員集団としての責務を自覚し全教職員の情報共有体制を構築します。
- いじめ相談担当窓口は担任だけではなく、児童支援専任、学年主任、養護教諭等としています。※/
- 教職員集団として、一人ひとりの児童の状況を把握するようにします。
- 「かたびらサミット」（運営委員会）を中心に話し合い活動を充実し、安心して何でも言える学校の雰囲気づくりに取り組み、風通しの良い教職員と子ども、子ども同士の人間関係を醸成し児童の変化を把握するようにします。
- 生活に関するアンケートと学級の実態調査（YP アセスメント）により人間関係を把握して適切な支援を行います。
- 年2回定期的な保護者面談等を行い、いじめの早期発見に努めその解決を図ります。
- インターネットによるいじめ防止に向けて、関係機関専門家を講師として招聘するなどして情報教育モラルの向上を図ります。
- 児童及び保護者からのいじめの疑いのあるような訴えや連絡等があった場合は、**複数の教職員による聞き取り**を行い、これに基づき、いじめ防止委員会で対処します。
- 宮田中ブロック専任会を毎月開催し、情報交換を通じて小中の連携を強化するとともに、中学校ブロックで子供たちを見守り、育む風土を作ります。

#### (3) いじめに対する措置

- いじめの被害があった場合は被害児童の保護を最優先します。そして、加害児童及び保護者に対しては確かな根拠に基づき、厳正にして適切な指導を行うことにより解決を図ります。
- 必要に応じて、警察署等関係機関、専門機関との連携を図り、迅速対応します。
- いじめ防止対策委員会は、加害者、被害者、暗黙の支持者が生まれる原因等について事例資料を基にして、教職員研修をしたり、保護者への啓発の取組をしたりします。

#### (4) 「学校づくり懇話会」の利用

- 6月に学校のいじめ防止対応について説明し、意見等は教育活動に生かします。
- 2月には取組状況を報告し、意見等は次年度の取組の改善に生かします。

#### 4 重大事態への対処

##### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

- (1) 重大事態と思われる事案が発生した場合は、直ちに、教育委員会に報告します。
- (2) 再発防止を視点においた調査を実施します。調査結果は教育委員会に報告します。
- (3) いじめを受けた児童や保護者に、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告します。

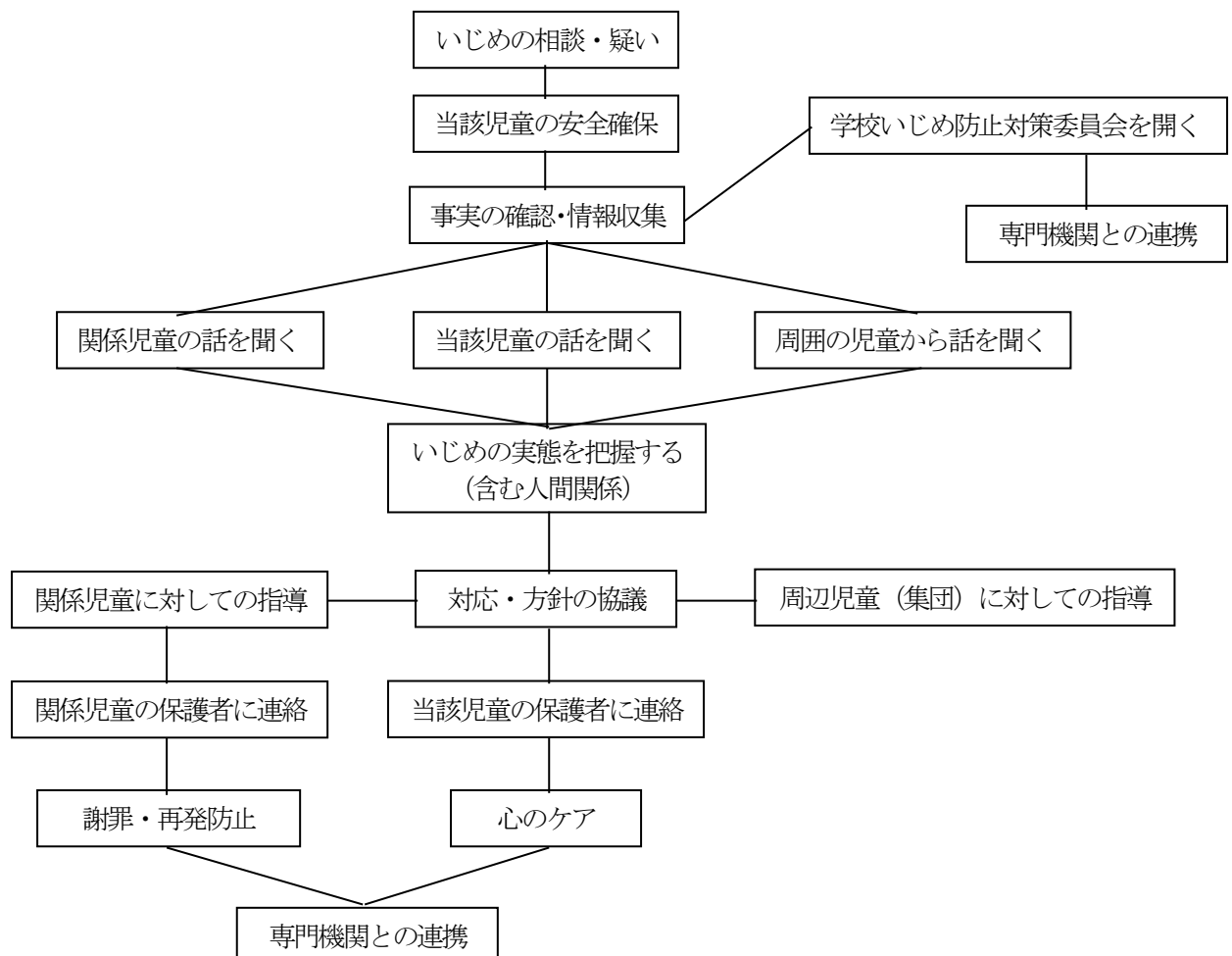
#### 5 その他

○いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行います。また、必要があると認められるときは、学校いじめ基本方針を見直し措置を講じます。

※1 学校やSCへの相談以外にも、電話相談窓口もあります。

- ・一般教育電話相談（045-671-3726）
- ・いじめ110番（0120-671-388：365日24時間）
- ・学校生活あんしんダイヤル（045-663-1370）
- ・文部科学省「24時間子供SOSダイヤル（0120-078-310）」
- ・よこはまチャイルドライン（0120-433-339）

#### <いじめを受けている・発見したとの連絡があった場合の対応の流れ>



## ○具体的対応・留意点

- ・情報を入れてくれたことや心情を察し、訴えをしっかりと聞く。場合によっては、担任と学年主任等で家庭訪問をし、詳しく話を聞く。その後、事実と指導の経過及び今後の再発防止策について報告する。
- ・学校いじめ防止対策委員会をもっていじめの認知をする。最初に当該児童の心情に寄り添い、本人の了解を得てから事実確認等をしっかりと行う。(いつ、どこで、相手や人数、内容頻度等についての事実確認) 必要に応じて、児童支援専任が行う。学校いじめ防止対策委員会の記録・いじめの記録(事実や対応)を残す。いじめ認知報告書の提出。  
(学校いじめ防止対策委員会記録・いじめの記録・認知報告書の保存期間5年)
- ・当該児童、保護者の意向を擦り合わせたうえで関係児童からの事実の確認をする。複数の場合には、同時に複数の教師が個別に関係児童の聞き取りをし、いじめの事実を認めているのか確認する。
- ・集団の中の人間関係で起きたいじめの場合、関係児童の保護者への連絡はいじめの事実を認めてからするほうがよい。事実と指導の経過を連絡し、よりよい関係ができていくよう協力を要請する。
- ・関係児童への指導では、やった事実の確認や振り返り、反省を促す場とし、いじめは時として重大な結果が生じるおそれがあることを理解させ、厳重に注意する。
- ・金銭授受が生じる場合には「いじめの重大事態」につながる可能性を視野に入れ、場合によっては教育委員会と連携して対応する。学校管理外であっても、学校が主体的にかかわり事の重大性を理解させ、返金と謝罪を行うなど、教育的指導を徹底する。
- ・重篤な事例については、「いじめ防止基本方針」に則り関係機関と連携を図る。また、当該児童の傷つきが大きい場合には、関係児童を別室に登校させるなど当該児童の安全を第一に優先する。
- ・謝罪の場を設けることについては、当該児童の謝罪受け入れの意思を確認後行う。